

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 3月 15日施行

令和 6年 3月 15日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町要領第1号

佐用町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付及び保険給付の一時差止めに関する事務処理要領の一部を改正する要領

佐用町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付及び保険給付の一時差止めに関する事務処理要領の一部を改正する要領をここに公布する。

令和 6年 3月 15日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町要領第1号

佐用町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付及び保険給付の一時差止めに関する事務処理要領の一部を改正する要領

佐用町国民健康保険被保険者資格証明書等の交付及び保険給付の一時差止めに関する事務処理要領（平成17年佐用町要領第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「3か月から9か月」を「1か月から6か月」に改める。

### 附 則

この要領は、公布の日から施行する。